

乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業
(赤ちゃん・ふらっと事業) 実施要綱

平成 20 年 5 月 26 日	20 福保子計第 105 号
平成 20 年 10 月 15 日	20 福保子計第 580 号 一部改正
平成 24 年 3 月 28 日	23 福保子家第 1298 号 一部改正
令和 5 年 3 月 8 日	4 福保子家第 2361 号 一部改正
令和 6 年 9 月 19 日	6 福祉子家第 1413 号 一部改正

1 目 的

本事業は、保育所、児童館、公民館、図書館及びその他不特定多数の者が利用する施設等において、授乳及びおむつ替え等のための施設設備（以下「赤ちゃん・ふらっと」という。）の設置を促進するとともに、都民に赤ちゃん・ふらっとの所在等を広く周知することにより、乳幼児の保護者が安心して外出を楽しめる環境を整備することを目的とする。

2 用語の定義

この要綱における用語の意義は次の各号に定めるところによる。

(1) 事業主

本要綱に定める事業を実施する者

(2) 赤ちゃん・ふらっとマーク（以下「ふらっとマーク」という。）

別記に定める本事業のイメージを表したデザイン

(3) 適合証

ふらっとマークを記載した証。規格は別記のとおり

3 実施主体

都内において赤ちゃん・ふらっとを設置する者

4 事業内容

(1) 赤ちゃん・ふらっとの設置

ア 事業主は、赤ちゃん・ふらっとに以下の設備を設置すること。

(ア) 授乳ができる設備

プライバシーの確保ができるようカーテンや間仕切り等で授乳場所を仕切ること（安心して利用できるよう、内側から施錠することができる仕切りとすることが望ましい。）。

(イ) おむつ替えができる設備（ベビーベッド、おむつ替え台等）

(ウ) 調乳用の給湯設備

なお、給湯設備がない場合は、調乳用のお湯を提供するための代替措置を講じれば足りるものとする。

(エ) 手洗い設備

(オ) 冷暖房設備

なお、赤ちゃん・ふらっとを含む施設全体で空調管理を行う場合には、赤ちゃん・ふらっと内に冷暖房設備を設ける必要はない。

なお、(ア) から (エ) までは、必ずしも同一室内に整備する必要はなく、一体的に使用できるよう利用者に案内すれば足りるものとする。

また、授乳やおむつ替えのスペースは専用であることが望ましいが、施設の状況に応じ、他の用途と併用しても差し支えない。赤ちゃん・ふらっとを他の用途に使用している場合は代替場所の提供を行うこと。

イ 赤ちゃん・ふらっとの整備に当たっては、施設の状況に応じ、次に掲げる事項に努めること。

(ア) 赤ちゃん・ふらっと内及び出入口の段差を解消するとともに、出入口付近にベビーカー置き場を設けるなど、ベビーカーでの利用に支障が生じないように整備すること。

(イ) 乳幼児を連れた保護者が安心して利用できるトイレを整備すること。

(ウ) 保護者の男性・女性ともに安心して利用できるよう環境を整備すること。

(2) 赤ちゃん・ふらっとの運営管理

ア 事業主は、自己の責任において赤ちゃん・ふらっとの運営管理に当たるものとし、次に掲げる事項を遵守すること。

(ア) 赤ちゃん・ふらっとには運営管理の責任者を置くこと。

(イ) 赤ちゃん・ふらっとの出入口や赤ちゃん・ふらっとを設置する施設において、赤ちゃん・ふらっとの場所が利用者に分かるように案内を掲示すること。

(ウ) 災害等非常時における安全の確保について十分な配慮を行うこと。

イ 赤ちゃん・ふらっとの運営管理の責任者は、安全管理及び衛生管理の観点から次に掲げる事項に努めること。

(ア) 換気、保温、清掃等、清潔で良好な状態の維持

(イ) 事故やベビーカーの盗難防止等、赤ちゃん・ふらっとの安全管理

(ウ) 不審者の侵入等の防止

(3) 適合証の表示

事業主は、5 (2) により交付された適合証を赤ちゃん・ふらっとの出入口や窓等、利用者に分かりやすい場所に表示すること。

5 届出

(1) 事業開始の届出

事業主は事業の開始に当たり、赤ちゃん・ふらっと事業開始届 (別紙第 1 号様式) により、知事に届け出るものとする。届出に当たっては、4 (1) アの (ア) から (エ) までに定める施設設備が確認できる資料 (施設配置図、赤ちゃん・ふらっとの平面図、写真等) を添付しなければならない。

(2) 適合証の交付

知事は、届出を受理したときは、1 か所につき原則 5 枚を限度として適合証を事業主に交付する。ただし、知事が特別の必要があると認める場合は、5 枚を超過して交付することができる。

また、事業主が適合証の交換又は追加交付を必要とする場合は、赤ちゃん・ふらっと適合証・マーク使用申請書 (別紙第 4 号様式) により知事に申請することができる。知事は、申請を受けたときは、その必要性等を審査の上、適当と認める場合に申請者に対して適合証を

交付する。

なお、適合証を交換する場合、事業主は、新たな適合証の交付を受けた後、速やかに既に交付された適合証を知事に返却するものとする。

(3) 事業内容の変更の届出

事業主は、既に届出した内容に変更があった場合は、速やかに赤ちゃん・ふらっと事業変更届（別紙第2号様式）により知事に届け出るものとする。

(4) 事業廃止の届出

事業主は、事業を廃止したとき又は赤ちゃん・ふらっとが本要綱の基準を満たさなくなったときは、速やかに赤ちゃん・ふらっと事業廃止届（別紙第3号様式）により、知事に届け出るとともに、適合証を返却するものとする。

6 ふらっとマークの利用

事業主は、赤ちゃん・ふらっとの設置について、ふらっとマークを利用して広報することができる。この場合、事業主は赤ちゃん・ふらっと適合証・マーク使用申請書（別紙第4号様式）により知事に申請するものとする。

7 届出施設の公表

東京都は、5（1）による届出を受理した赤ちゃん・ふらっとについて、所在地及び事業主の名称等を、ホームページ等で公表し、都民に広く周知する。

8 経費の負担

本事業の実施に要する経費は事業主が負担するものとする。ただし、適合証の交付に係る経費は東京都が負担するものとする。

附 則（平成24年3月28日付23福保子家第1298号 一部改正）
この要綱は、平成24年3月28日から施行する。

附 則（令和5年3月8日付4福保子家第2361号 一部改正）
この要綱は、令和5年3月8日から施行する。

附 則（令和6年9月19日付6福祉子家第1413号 一部改正）
この要綱は、令和6年9月19日から施行する。

別記

【赤ちゃん・ふらっとマーク】



【適合証の規格】

大 : 直径20センチメートルの円形

小 : 直径10センチメートルの円形

年 月 日

東京都知事 殿

事業主

所在地

代表者

赤ちゃん・ふらっと事業開始届

下記のとおり赤ちゃん・ふらっと事業を開始したので届け出ます。

事業開始年月日	
設置施設名	
赤ちゃん・ふらっとの所在地	〒
最寄駅（施設までの徒歩所要時間）	
赤ちゃん・ふらっとの利用可能日時（曜日、時間）	曜日 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 祝日 時間 _____ : _____ ~ _____ : _____ (備考 _____)
適合証必要枚数（大・小）	大： _____ 枚 小： _____ 枚
運営管理の責任者	
施設設備	☐ 男性・女性ともに利用可能な施設である はい ・ いいえ →「いいえ」の場合 理由（ _____ ） ☐ カーテン等で仕切りができる授乳スペース （ ）組 →内側から施錠できる授乳スペース （ ）組 ☐ おむつ替えができる設備 （ ）組 ☐ 給湯設備（給湯設備がない場合の代替措置含む。） 有 ・ 無 (代替措置内容) (_____) ☐ 手洗いができる設備 有 ・ 無 ☐ 冷暖房設備 有 ・ 無
赤ちゃん・ふらっと設置施設のホームページ URL	
東京都ホームページに掲載を希望する特記事項（例：乳幼児を連れた方が利用可能な設備・サービス等）	
連絡先	担当部署 電話 担当者 FAX E-mail

注1) 施設配置図、赤ちゃん・ふらっとの平面図及び写真などの施設設備が確認できる資料を添付すること。

注2) その他、施設及び赤ちゃん・ふらっとの外観、赤ちゃん・ふらっと内の写真について、ホームページに掲載可能な画像があれば以下のメールアドレスまで電子データをお送りください。

送付先メールアドレス : S1140502@section.metro.tokyo.jp

別紙第2号様式

年 月 日

東京都知事 殿

事業主

所在地

代表者

赤ちゃん・ふらっと事業変更届

下記のとおり赤ちゃん・ふらっと事業の内容を変更したので届け出ます。

1 設置施設名

2 内容変更年月日

3 変更内容

変更内容	新	旧
施設名称		
施設設備		
所在地（最寄駅）		
赤ちゃん・ふらっとの利用 可能日時（曜日、時間）		
東京都ホームページからリ ンク可能な設置施設のホー ムページ URL		
運営管理の責任者		
その他 ()		

※複数の施設の届出内容を変更する場合は、別途任意様式にて一括して届け出ることができる。

連絡先	担当部署	電話
	担当者	FAX
	E-mail	

別紙第3号様式

年 月 日

東京都知事 殿

事業主

所在地

代表者

赤ちゃん・ふらっと事業廃止届

標記について、以下のとおり届け出ます。

事業廃止年月日		
設置施設名		
赤ちゃん・ふらっとの 所在地	〒	
届出内容	該当するものに○を記入してください。	
	赤ちゃん・ふらっと事業の廃止	
	要綱基準を満たさなくなったため届出	
	(廃止の理由又は満たさなくなった基準)	
連絡先	担当部署	電話
	担当者	FAX
	E-mail	

別紙第4号様式

年 月 日

東京都知事 殿

事業主

所在地

代表者

赤ちゃん・ふらっと適合証・マーク使用申請書

下記の理由により適合証の使用を申請いたします。

[illegible]